

特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業の事業認定
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

1. 開催日時 平成27年8月20日（木）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通省中部地方整備局長から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された特別高圧送電線大仁線・広小路線保全事業（静岡県駿東郡清水町長沢地内）について、公共用地分科会において審議した結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通省中部地方整備局長の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・意見書において指摘されている従前の借地契約の内容と今回の事業計画との整合性について考慮する必要はないか。